

未承認新規医薬品等の情報公開用文書

実施内容	高濃度カリウム注射によるカリウム補正
対象患者	重篤な低カリウム血症を呈しており、緻密なカリウム管理が必要な患者
承認日	令和8年7月29日
概要	低カリウム血症に対する治療は内服でのカリウム補正を行いますが、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、国の規定（添付文書）において、40mEq/L以下に希釈し20mEq/hrを超えない速度で使用し、1日の投与量が100mEqを超えないようにすることとされています。しかし、全身管理を行う重症患者さんでは、輸液量を制限しなければ心不全になるリスクが大きく、かつ速やかにカリウム値を補正しなければ不整脈を起こすリスクも大きくなります。そのため、注射用カリウム製剤を高濃度で投与する必要が生じます。
予想される不利益と対策	高濃度カリウム注射の投与による穿刺部のトラブルや血管痛を避けるため、原則として末梢静脈ではなく中心静脈から投与します。また、予想より血液中のカリウム値が上昇し、重篤な不整脈や心停止を来す恐れがあるため、投与中は心電図モニターを装着して観察を行うとともに、定期的に血液中のカリウム値のモニタリングを行います。異常が認められた場合は、速やかに減量または投与中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、添付文書で定められた投与方法へ移行します。
当院臨床倫理検討委員会において承認を受けた上記の治療について、対象者となられる方へ文書または口頭で説明し同意を頂くことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。本件について同意できない場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。また、適応外使用の場合、国の医薬品副作用被害救済制度の給付対象外となる可能性があることをご承知おきください。 なお、同意できないとご連絡をいただいた場合においても、添付文書の定める範囲内での使用では安全に医療を提供できないと主治医が判断した場合、再度ご説明させていただく場合があります。	
お問合せ先 〒982-8502 宮城県仙台市太白区あすと長町1-1-1 仙台市立病院 医療安全管理課 安全管理室 電話番号：022-308-7111（代表） FAX:022-308-7153 または、主治医に直接お申し出ください。	